

2024年度において加入者等の仮想個人勘定残高に付利される利回りについて

1. 加入者等の仮想個人勘定残高に付利される利回り

当基金規約第44条の規定により、加入者および老齢給付金又は脱退一時金の支給を繰下げ中の者に係る仮想個人勘定残高は、指標利率により付利されることとなっています。

そしてこの指標利率は、事業年度ごとに、次の①と②のいずれか低い率（下限0.0%、上限5.0%）と定められています。

- ① その年の前5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値
 - ② その年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値
- （①、②とも、0.1%未満の端数は切捨て）

2. 指標利率の推移

当基金設立以来の10年国債応募者利回りおよび指標利率等の推移は下表のとおりとなっています。

2018年度から2023年度までは指標利率が0.0%でありましたので、仮想個人勘定残高への付利も結果的に行われておりませんでした。2024年度は0.1%の付利が行われることとなります。

また、仮に2024年1月～12月の10年国債応募者利回りが、2023年12月と同じ0.697%であったと仮定すると、2025年度の指標利率は0.3%と推計されます。

10年国債応募者利回りおよび指標利率等の推移

歴年	10年国債応募者利回り（端数処理前）（%）			年度	指標利率（%）
	1年平均	5年平均	いずれか低い率		
2017	0.061	0.339	0.061	2018	0.0
2018	0.082	0.211	0.082	2019	0.0
2019	-0.090	0.080	-0.090	2020	0.0
2020	0.005	0.005	0.005	2021	0.0
2021	0.065	0.025	0.025	2022	0.0
2022	0.211	0.055	0.055	2023	0.0
2023	0.571	0.152	0.152	2024	0.1
2024	0.697	0.310	0.310	2025	0.3

（注）2024年の国債利回り、2025年度の指標利率は、2024年の国債利回りを2023年12月と同じと仮定した推計値です。

以上